

漁業法改正と罰則の体系

- ✓ 改正法において、特定の水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品の譲受け等の罪を新設し、法定刑は、個人に対する罰金の最高額（3,000万円）としました。無許可漁業や漁業権侵害の罪に対する罰金の上限も引上げ、全体として罰則を引上げました。
- ✓ 停泊命令等を法律に明記し、命令違反者に対する罰則を引上げました。

違反行為	現 行		改 正 後	
	懲役	罰金	懲役	罰金
特定水産動植物の採捕（第189条第1号）	—	—	3年	3,000万円
違法に採捕された特定水産動植物の運搬等（第189条第2号）	—	—	3年	3,000万円
漁獲割当てを設定されていない者が採捕（第190条第1号）	3年	200万円※1	3年	300万円
漁獲割当割合保有者が保有する年次漁獲割当量を超えて採捕（第190条第1号）	3年	200万円※1	3年	300万円
採捕停止命令、停泊命令等違反（第190条第2号）	3年	200万円※1	3年	300万円
停泊命令等違反（第190条第2号）	2年	50万円※2	3年	300万円
無許可、禁止漁業違反（第190条第3号、4号、8号）	3年	200万円	3年	300万円
漁業権又は入漁権に基づかずに定置漁業・区画漁業を営む（第190条第7号）	3年	200万円	3年	300万円
大臣許可漁業の許可、漁業権に付けた条件違反（第190条第5号）	3年	200万円	3年	300万円
知事許可漁業の許可に付けた条件違反（第193条第2号）	6月	10万円※3	6月	30万円
海区漁業調整委員会等の指示に従うべき旨の知事命令違反（第191条）	1年	50万円	1年	50万円
漁獲量の報告義務違反（第193条第1号）	6月	30万円※1	6月	30万円
検査拒否・妨害・忌避等（第193条第4号）	6月	30万円	6月	30万円
漁業権又は組合員行使権を侵害（第195条）		20万円		100万円